

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

浜松市

2 構造改革特別区域の名称

元気なはままつ農業特区

3 構造改革特別区域の範囲

浜松市の区域のうち農業振興地域内の農用地区域

4 構造改革特別区域の特性

浜松市は、日本のほぼ中央に位置し、天竜川水系の豊かな水資源と地理的好条件を背景として、輸送用機器、楽器、繊維の三大産業を中心に、工業都市としての基盤を築いてきた。近年では、光技術・電子技術関連などの先端技術産業も集積してきており、光技術関連の企業においては、ノーベル物理学賞受賞に貢献するなど「創業都市」としても脚光を浴びている。

一方、農業においても、温暖な気候、恵まれた地理的条件、農道やかんがい用排水などの基盤整備に加え、早くから施設園芸に取り組むなど農家の方々の旺盛な生産意欲により、全国有数の農業生産額を誇っている。

本地域は、5つの農業地域（南部海岸地域・東部平坦地域・洪積台地地域・西部丘陵地域・浜名湖岸地域）に分類され、市街地を囲む形で地形・地質などの自然条件により、それぞれの特色を活かした作物が栽培され、主産地化が進んでいる。

特に、野菜や花きなどの施設園芸は全国でもトップクラスの生産となっており、中でも、チンゲンサイ・セルリー・ガーベラ・小菊は全国一の生産を誇っている。

しかしながら、こうした都市型農業を展開する本市においても、農業従事者の高齢化や担い手不足による遊休農地増加のほか、輸入農産物の急増に伴う低価格化など農業を取り巻く環境が年々厳しくなっている。

こうした状況の中、市内民間事業者の農業分野への参入意欲が高いことから、新たな担い手として参入していただくことにより、遊休農地や担い手不足の解消を図り、ひいては本市産業界全体への波及効果を期待するものである。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市の農業振興の指針として、全国に誇る浜松農業の現状と課題を踏まえ、「浜松市農業振興基本計画」(平成14年)を策定し、農業のあるべきビジョンを示し、体系的な施策の展開を図っている。基本理念としては、「人と地域社会を支え、次世代へ続く都市型農業」を目指し、「地域特性を活かした産地力の強化」、「都市との共生による地産地消の促進」、「『農』と『くらし』が一体となった良好な地域社会の維持」をキーワードに、積極的な農業展開を進めている。

しかし、農業を取り巻く環境は、輸入農産物の急増に伴う低価格化、農業従事者の高齢化や担い手不足による遊休農地の増加など課題が山積している状況である。

特に、ここ数年農業以外からの新規就農者数は、平均10名程度と少なく、農林業センサス(平成12年度)における耕作放棄地は市内で550ha、耕作放棄率は9.6%あり、ここ十年来減少していない現状である。農地の流動化等により遊休農地の対策を講じてきているが、農業従事者自体が不足している現在、効果はあまり現れていない。

このような状況の中、担い手として新たに株式会社等が農業参入することにより、遊休農地や担い手不足の解消、経営ノウハウを活かした合理的、効率的農業への展開を図る。

また、農産物に安全性や新鮮さを求める消費者の要望は高く、地元で作った安心・安全・新鮮な農産物を地元で生産・加工・消費する「地産地消」や化学肥料・農薬の使用量を減らす「環境保全型農業」に対する要求や関心が高まっており、「次世代に続く都市型農業」への一つの切り口として、既存の農業従事者だけでなく、株式会社等の民間活力による農業の活性化を図っていく。

6 構造改革特別区域計画の目標

近年急増している遊休農地の解消と有効利用や担い手不足の解消を図るため、株式会社等の多様な法人が農業に参入することにより、既存の農業だけでなく株式会社等の持つ合理性や効率化を活かした新しい農業形態を構築し、認定農業者としての活躍や規模拡大による浜松地域農業の活性化を図ることを目標とする。

また、食品関連事業者が地元で自ら作った安心・安全・新鮮な農産物を地元で生産・加工・消費する「地産地消」の推進や、堆肥の有機質資材施用による土づくりの推進、環境にやさしい化学肥料・農薬使用量の削減など環境への負荷軽減と市民へ新鮮で安心・安全な農作物を提供する「環境

保全型農業」の推進を図る。

さらに、波及効果として、ものづくり産業やサービス産業などとの異業種交流により、地元産業界との連携を深め、新産業の創出や起業の増加を促進するなど日本を代表する「創業都市」にふさわしいまちづくりを推進し、全国に情報発信する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

平成 17 年度から 21 年度までの本計画の実施期間における経済的効果としては、農業産出額や加工施設の建設費、直売所売上などにより約 19 億円の増大と、新たに約 46 名の雇用の創出が期待できる。

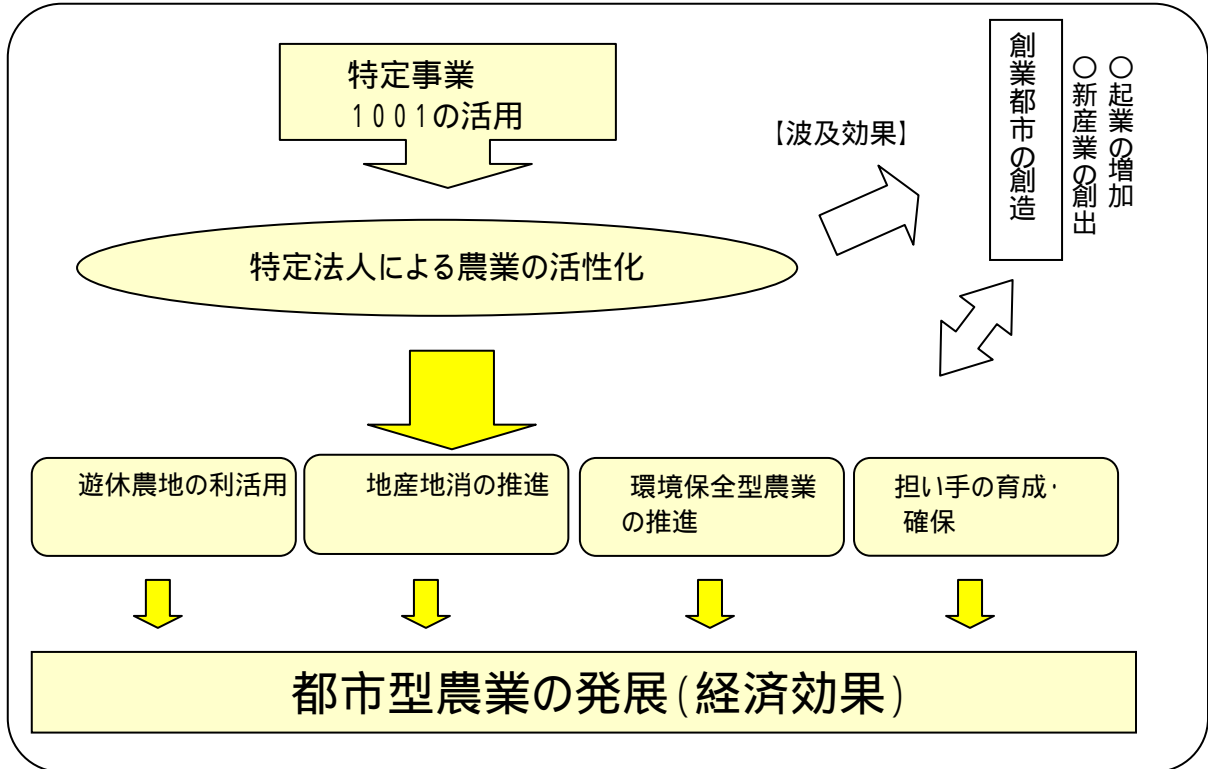
新たな担い手の創出により遊休農地（耕作放棄地）約 47ha の有効活用と企業の持つ合理性や効率化を活かした経営ノウハウによる新しい農業形態の創出が期待できる。また、株式会社等の資本力により、大規模な機械化された農業展開が可能となる。

食品関連事業者が地元で自ら作った安心・安全・新鮮な農産物を地元で生産・加工・消費する「地産地消」を推進することができる。また、堆肥の有機質資材施用による土づくりの推進、環境にやさしい化学肥料・農薬使用量の削減など環境への負荷軽減と市民へ新鮮で安心・安全な農作物を提供する「環境保全型農業」の推進が図られ、消費者ニーズに沿った新たな農業経営が推進される。

株式会社等が認定農業者として参加することにより、農業経営の刷新が促進され、認定農業者の組織が活性化する。

波及効果として、ものづくり産業やサービス産業などとの異業種交流により、地元産業界との連携を深め、新産業の創出や起業の増加を促進するなど日本を代表する「創業都市」にふさわしいまちづくりを推進することができる。

< 施策の展開 >



遊休農地の活用：4.7 ha（耕作放棄地）

株式会社等の参入及び関連事業による遊休農地の活用については、今後5年間で次のとおり見込まれる。

（単位：ha）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
特定法人による 農業参入	5.4	4.6	7.3	14.7	15.3	47.3
関連事業	-	-	-	-	-	-
計	5.4	4.6	7.3	14.7	15.3	47.3

地域の活性化による経済効果：1.9億円

今後5年間の直接的な効果及び経済波及効果は次のとおり見込まれる。

（単位：千円）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
特定法人による 農業参入	44,750	87,300	127,700	222,400	322,200	804,350
関連事業	82,100	147,520	182,520	262,320	406,170	1,080,630
計	126,850	234,820	310,220	484,720	728,370	1,884,980

新たな雇用の創出：46人（臨時雇用40人）

（単位：人）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
特定法人による 農業参入	3	7	8	9	19	46
臨時雇用		10	10	10	10	40
計	3	17	18	19	29	86

8 特定事業の名称

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

安心・安全な地場野菜生産振興奨励金の活用

生産基盤の弱い地場野菜出荷組合の育成を図るとともに、消費者の新鮮で安全な農作物に対する要求に応えるため、地場野菜生産者に堆肥等による土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う持続性の高い農業生産方式の導入及び浜松中央卸売市場への出荷を奨励し、これを実行する出荷組合に対し奨励金を交付する。

生分解性農業資材普及推進事業

環境にやさしい農業を推進するため、農業用廃プラスチックの量を減少させるために効率的な、土中の微生物による生分解性農業資材及びビニールハウス等に長期間優れた性能を維持する長期展張用フィルムの普及を図る。

農地流動化の推進

農地の有効利用と担い手農家の育成・規模拡大を目的に、農地の貸し手と受け手の貸借や売買の申し出により、農地の利用集積計画を作成し、優良農地の保全と遊休農地の解消に努める。

認定農業者協議会への助成

地域農業を担う核として、また、本市農業生産の拡大を図ることを目的として認定農業者の組織化を図り、地域懇談会や各種課題解決、研修活動に対して支援する。

はままつ地産地消推進事業

農産物の地産地消を推進するため、浜松産農産物のシンボルマークの普及を図るとともに、地産地消の理念や浜松産農産物にかかわる情報を広報する。また、ポスシステムの導入により、農産物の栽培履歴を管理し、新鮮で安心・安全な浜松産の農産物を市民に提供する。

別紙

1 特定事業の名称

1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特定事業の実施主体

浜松市

特定法人

特区内の農地を借り受けて農業に参入する農業生産法人以外の法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本件特区計画の認定の効力が発生する日

4 特例事業の内容

主体：浜松市

区域：浜松市内の農業振興地域の内農用地区域

内容：現在進めている農地流動化や新規就農者対策などの既存の事業では、遊休農地の解消がなかなか進まない状況にある。このため、特定事業の実施主体である浜松市が、遊休農地を特定法人に貸し付け、法人の農業参入を認めることにより、新たな都市型農業（地産地消・環境保全型農業の推進）の展開を図るものである。具体的には、参入法人が栽培した農作物を自社で惣菜に加工し地元で販売・消費をしたり、減農薬で栽培した大豆や小麦を利用した味噌や豆腐を製造し、新たな浜松ブランドの加工製品の製造を計画している。

今後、新たに参入する特定法人を誘導することにより、合計約47haの遊休農地（耕作放棄地）の解消と合わせて、直接経済効果として約19億円を見込んでいる。

なお、特区での企業の参入要件としては、農業に従事する役員を1名以上置くことと、浜松市と企業間で協定書を締結する事が必要となる。

5 当該規制の特例措置の内容

本市の農業は、温暖な気候や恵まれた地理的条件等により、全国有数の農業生産額を誇っている。しかしながら、全国的な例に洩れず、経営耕作

地面積の減少や耕作放棄地の増加は顕著であり、農業政策上の課題となっている。また、農業従事者の高齢化や後継者不足に対して、農地流動化の施策を展開しているものの抜本的解決には至っていない。

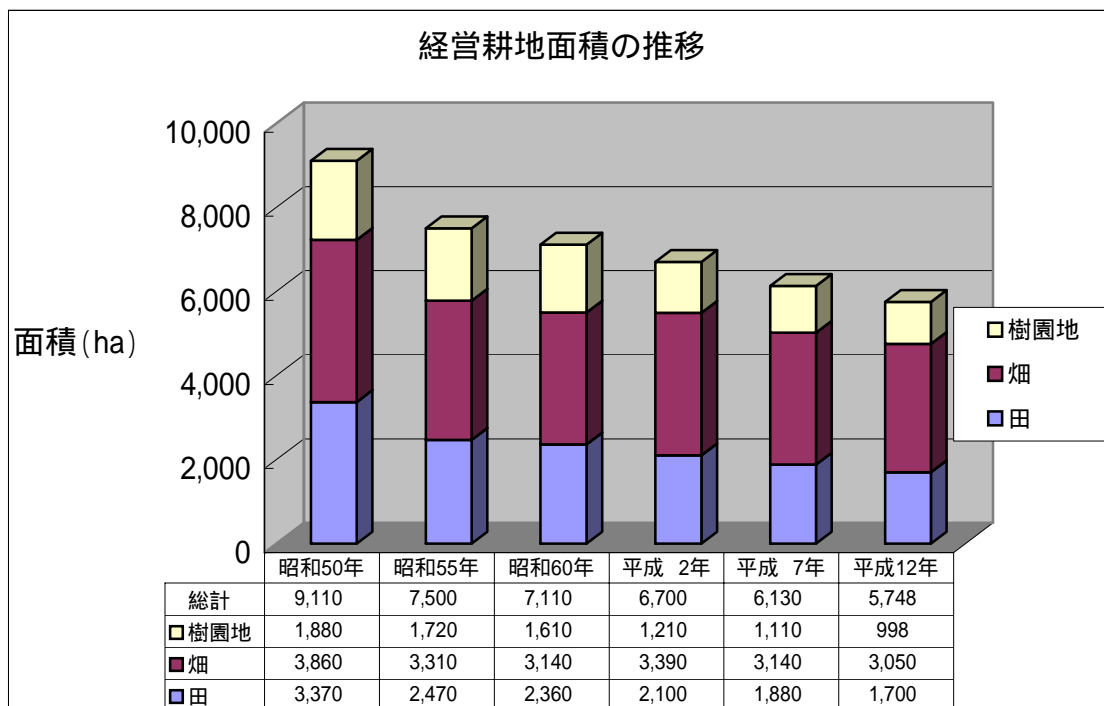
具体的な数字として、まず、経営耕地面積においては、25年間で9,110haから5,748haと37%減少しており、経済社会における農業経営の困難さが如実に表れている（図1参照）。

また、本市の耕作放棄地は、20年前に比べると2倍以上増加している。ここ十年は550ha前後と一定の面積を保っているものの、経営耕地面積に占める遊休農地の割合は、昭和55年に3.1%であったものが、平成12年には9.6%へと著しい増加傾向にあり、深刻な状況である（図2参照）。

さらに、経営耕地面積の減少に比例し、農業就業人口も減少しており、特に、農業就業人口に占める60歳以上の割合は、15年前と比べると47.3%から67.3%と1.4倍に増加しており、農業従事者の高齢化の傾向は顕著である（図3参照）。農家戸数においても、昭和60年に11,380戸であったものが、平成12年には7,897戸と約3割減少している（図4参照）。

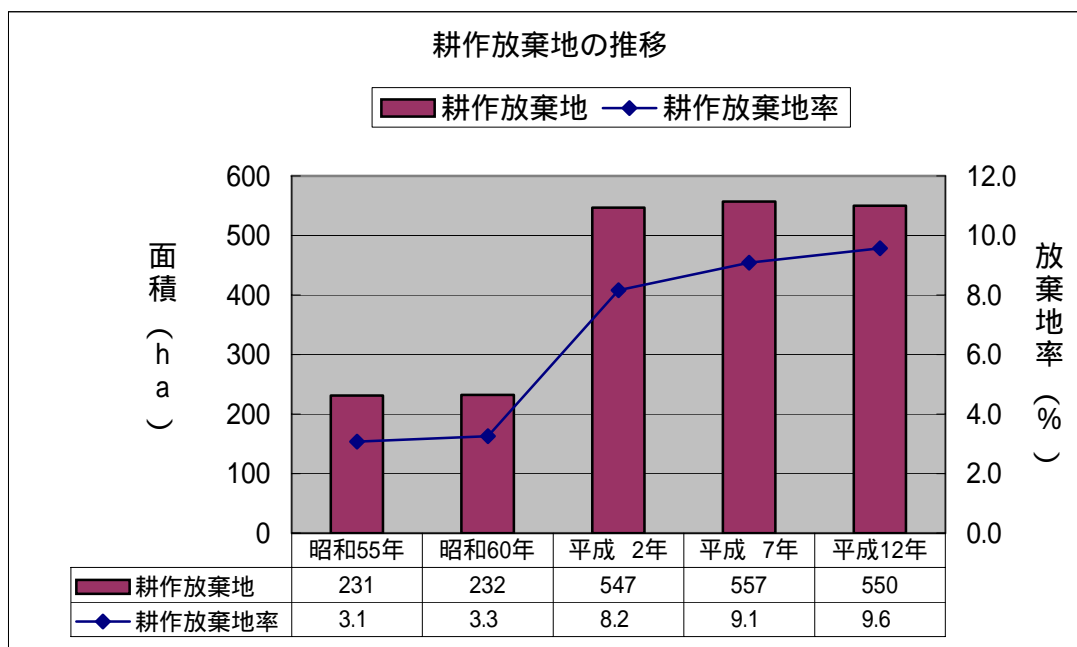
数字が示すとおり、今後、施策を講じなければ経営耕作地面積の減少や農業従事者の高齢化が進み、浜松農業の衰退に繋がる恐れがある。このため、特区の活用により、遊休農地の解消、有効利用を目指し、元気で意欲の高い株式会社等の農業参入を促進することによって、浜松農業の活性化を図っていくものである。

図1 (耕地面積 浜松市)



資料：静岡県農林水産統計年報

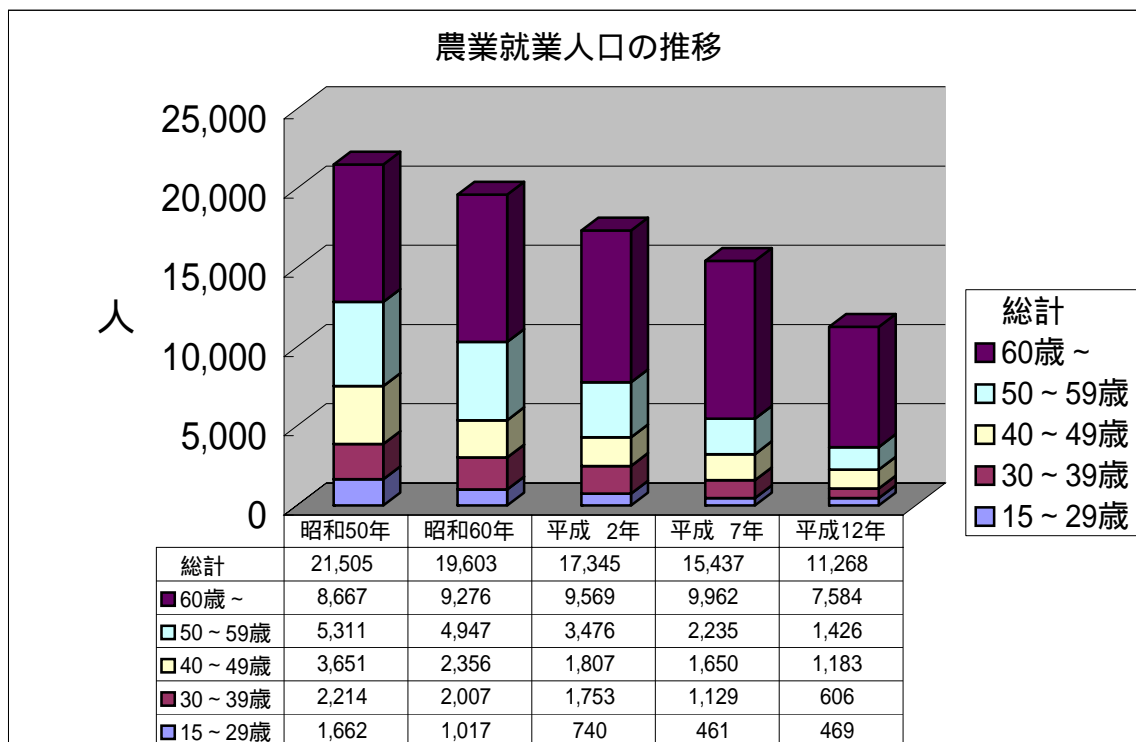
図2 (耕作放棄地 浜松市)



資料：農業センサス

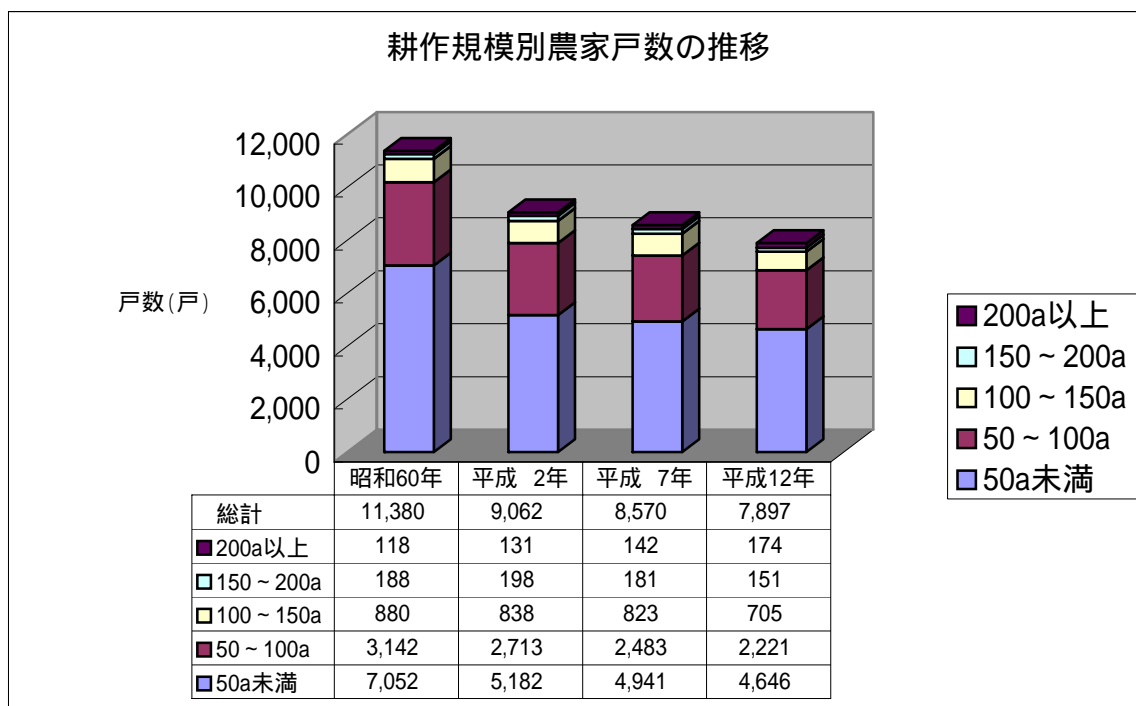
耕作放棄地：以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした意志のない土地

図3 (農業就業人口)



資料：農業センサス

図4 (耕作規模別農家戸数)



資料：農業センサス